

公布された規則のあらまし

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第 34 号）

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正し、正規の勤務時間以外の時間における勤務について定めたことに伴い、現地機関の職員に対して時間外勤務を命令することを当該現地機関の長の専決事務とするため、佐賀県首都圏事務所管理規則ほか 37 規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。